

o z z i o光サービス利用規約

第1章 総則

第1条（規約の適用）

- 1 株式会社ピーシーデポコーポレーション（以下「当社」といいます。）は、当社のプレミアムサービス等会員制保守サービスの契約者に遵守されるプレミアムメンバー会員規約の個別規定として、o z z i o光サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりo z z i o光サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
- 2 本サービスは、特定F T T H事業者のサービス卸を利用して提供されるI P通信網サービスです。契約者は本サービスの内容、品質、技術条件その他の提供条件が特定F T T H事業者の約款の定めに従うものであり、中断、中止、制限、変更、解除、廃止その他の制約を受ける場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3 本規約はプレミアムメンバー会員規約の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は、プレミアムメンバー会員規約を承諾したものとします。
- 4 本規約に定めのない事項はプレミアムメンバー会員規約によります。また、本規約に定める内容とプレミアムメンバー会員規約に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。

第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービスの利用条件、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (2) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (3) 「I P通信網」とは、当社又は特定F T T H事業者がサービス卸（総務省が定める「N T T東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」に規定するものをいいます。以下同じとします。）のために設置する電気通信設備をいいます。
- (4) 「特定F T T H事業者」とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社をいいます。
- (5) 「I P通信網サービス」とは、I P通信網を使用して行う電気通信サービスをいいます。
- (6) 「サービス取扱所」とは、本サービスに係る業務を行う事業所をいいます。
- (7) 「取扱所交換設備」とは、特定F T T H事業者の事業所に設置されるサービス卸に係る交換設備をいいます。
- (8) 「本契約」とは、当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (9) 「契約者」とは、当社と本契約を締結している者をいいます。
- (10) 「契約者グループ」とは、当社が指定する同一の構内又は建物内に終端がある契約者回線に係る契約者からなるグループをいいます。
- (11) 「契約者回線」とは、本契約に基づいて取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される

電気通信回線をいいます。

- (12) 「契約者回線等」とは、契約者回線及び当社又は特定 F T T H 事業者が必要により設置又は設定するサービス卸に係る電気通信設備をいいます。
- (13) 「プロバイダサービス」とは、別表 2（付加機能）に規定する o z z i o . j p 機能をいいます。
- (14) 「収容 I P 通信網サービス取扱所」とは、特定 F T T H 事業者によりその契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されているサービス取扱所をいいます。
- (15) 「回線終端装置」とは、契約者回線の終端の場所に当社又は特定 F T T H 事業者が設置するサービス卸に係る電気通信設備（端末設備を除きます。）をいいます。
- (16) 「端末設備」とは、電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるものをいいます。
- (17) 「自営端末設備」とは、契約者が設置する端末設備をいいます。
- (18) 「自営電気通信設備」とは、電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。
- (19) 「サービス転用」とは、本契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者が提供する電気通信サービス（当社が別に定めるものに限ります。）の契約の解除と同時に新たに当社の本サービスの契約を締結すること（西日本電信電話株式会社が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに当社の本サービス（第 5 条（サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が 10G タイプのものに限ります。）の契約を締結するときを除きます。）をいいます。
- (20) 「消費税相当額」とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。

第 2 章 サービスの種類等

第 4 条（サービスの提供）

- 1 本サービスは、特定 F T T H 事業者のサービス卸を利用して提供します。
- 2 本契約に係る手続き等は、サービス卸の契約を締結している特定 F T T H 事業者の事由等により、期間を要する場合があります。

第 5 条（サービスの品目）

- 1 本サービスには、次表に規定する通信速度種別に係る品目があります。

種類	内容
10G タイプ	最大 10G b / s までの符号伝送が可能なもの
1 G タイプ	最大 1 G b / s までの符号伝送が可能なもの
200M タイプ	最大 200M b / s までの符号伝送が可能なもの
100M タイプ	最大 100M b / s までの符号伝送が可能なもの

2 接続方式に係る品目には光配線方式、LAN方式及びVDSL方式があります。

第6条（営業区域）

本サービスの営業区域は、別表1（営業区域）に定めるところによります。

第3章 契約

第7条（契約の種別）

本契約には、次の種別があります。

- (1) 第1種契約
- (2) 第2種契約

第8条（契約の単位）

当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の本契約を締結します。この場合において、契約者は、1の本契約につき1人に限ります。

第9条（契約申込の方法）

- 1 本契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書等を、契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。この場合において、本契約の申込みをする者は第5条（サービスの品目）に規定する品目のうち、それぞれ1つを選択していただきます。ただし、契約者回線等を設置する場所又は特定F T T H事業者の電気通信設備の態様等により、選択できない品目がある場合があります。
- 2 前項の規定により本契約の申込みをする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。
- 3 前2項によるほか、本契約に係る申込方法は、当社が定めるところによります。

第10条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、契約者回線の終端の場所が別表1（営業区域）に規定する営業区域内（収容IP通信網サービス取扱所を除きます。）となる場合に限り、その申込みを承諾します。
- 4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金その他の債務（本規約に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条、第31条（利用停止）、第43条（当社の維持責任）、第53条（責任者登録）及び料金表第2表（工事費）において同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のサービスの料金その他の債務（当該規約に規定するものをいいます。）の支払いを現に怠っているとき。
 - (3) 第56条（利用に係る契約者等の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (4) 本契約の申込みをした者と当社との間で締結している本サービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
 - (5) 第9条（契約申込の方法）の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知

する場合において、本契約の申込みをした者の同意がないとき。

- (6) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (7) 特定 F T T H 事業者がその本契約の申込みを承諾しないとき。
 - (8) 当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (9) その他当社が不相当と判断したとき。
- (注) 通信速度種別に係る品目が 10G タイプに係る第 2 種契約を締結したときは、その本契約者は、西日本電信電話株式会社との間で I P v 6 通信相手先拡張機能（西日本電信電話株式会社の契約約款に規定するものをいいます。）の提供を受けるための契約を締結したこととなります。

第 11 条（契約者識別番号）

- 1 I P 通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。
- 2 契約者は、本契約（第 5 条（サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が 10G タイプに係る本契約を除きます。）締結の際に、本サービスに係る事業者変更（電気通信番号を変更することなく、本サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。
- 3 当社は、第 46 条（修理又は復旧）の規定による場合のほか、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
- 4 前項の規定により、本サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第 12 条（品目の変更）

- 1 契約者は、当社が別に定めるところにより本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条（契約申込の方法）及び第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 13 条（最低利用期間）

契約者が本サービスに加入した日を提供開始日とし、提供開始日の属する暦月の翌暦月の初日（以下「起算日」といいます。）から起算して、申込みサービスごとに当社が別途定める最低利用期間が経過することとなる日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となります。

第 14 条（更新月）

第 13 条（最低利用期間）に規定する満了日の属する暦月の前暦月の 21 日から満了日の属する暦月の 20 日までの期間を更新月といいます。契約者は、更新月以外に契約を解除する場合、第 38 条（解約手数料の支払義務）に規定する料金の支払いを要します。

第 15 条（サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 16 条（契約者が行う契約の解除）

- 1 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定

める方法により通知していただきます。

- 2 前項の場合において、契約者（第5条（サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る契約者に係る契約者を除きます。以下この条において同じとします。）が本サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。この場合において、料金表第2表（工事費）の1（適用）の（8）に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。
- 3 前項の規定によるほか、第40条（工事費等の支払義務）に規定する工事費残債の請求を受けている契約者が本サービスに係る事業者変更を希望するときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 4 当社は、前2項の規定により申出があったときは、本サービスに係る事業者変更の手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。ただし、次のいずれかに該当する場合は本サービスに係る事業者変更の手続きに必要な番号を発行しません。
 - （1） 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき。
 - （2） その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 5 契約者は、契約の解除を通知するときは、その通知を行った日の属する暦月から起算して翌暦月末までの間、契約を解除する日を指定することができます。

第17条（契約者が行う初期契約解除）

契約者は、事業法第26条の3に基づき契約の解除を行うときは、その法令に定める経過期間を起算する日から8日以内において、当社所定の方法によりその申し出を行っていただきます。

第18条（当社が行う契約の解除）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合に、その契約を解除することがあります。
 - （1） 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき。
 - （2） 本サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - （3） 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の本サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該利用規約の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - （4） 第51条（利用に係る契約者等の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき。
 - （5） 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - （6） 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び特定F T T H事業者が定める

端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。

- (7) 前6号のほか、本規約の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、第31条（利用停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定によるほか、当社が定める期日までに工事を完了できないときは、その契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第4章 契約者回線の態様等

第19条（契約者回線の終端）

- 1 当社は、契約者が指定した住所内の建物又は工作物において、特定F T T H事業者の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。この場合において、当社は、回線終端装置等を設置した場所を設置場所住所として登録します。
- 2 当社は、前項の地点（その地点が当社のサービス取扱所内となる場合を除きます。）を定めるときは、契約者と協議します。

第20条（契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

契約者からの契約者回線等の設置場所の契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次に定めるところによります。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が本契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第21条（収容I P通信網サービス取扱所の変更）

- 1 契約者回線等は、特定F T T H事業者の定めるところにより収容I P通信網サービス取扱所交換設備に収容されません。
- 2 特定F T T H事業者の事由により、収容I P通信網サービス取扱所が変更されることがあります。
- 3 当社は、前項の規定によるほか、第46条（修理又は復旧）の規定により、収容I P通信網サービス取扱所が変更されることがあります。

第22条（契約者回線の移転）

- 1 契約者は、別表1（営業区域）に規定する営業区域において、その本契約に係る営業区域内に限り契約者回線の移転を請求することができます。
- 2 前項の規定により移転の請求をする者は、当社が移転先住所を確認するための書類を提示していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込の方法）及び第10条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第5章 付加機能

第23条（付加機能の提供）

- 1 当社は、契約者から請求があったときは別表2（付加機能）に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。
- 2 別表2に規定する映像通信伝送機能の提供を受けている本サービスについて、利用の一時中断があったときは、その映像通信伝送機能の利用も一時中断されるものとします。
- 3 当社は、やむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、別表2に規定する各々の付加機能について、一部を変更又は一部若しくは全部を廃止することがあります。
- 4 当社は、前項の規定により付加機能の一部を変更又は付加機能の一部若しくは全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第6章 自営端末設備の接続

第24条（自営端末設備の接続）

- 1 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器に限ります。以下同じとします。）を接続することができます。
- 2 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 3 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前2項の規定に準じて取り扱います。

第25条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

- 1 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

第7章 自営電気通信設備の接続

第26条（自営電気通信設備の接続）

1 契約者は、次の場合を除いて、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、接続することができます。

(1) その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

(2) 特定 F T T H 事業者がその接続を認めないとき。

2 契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督していただきます。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

3 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前 2 項の規定に準じて取り扱います。

第 27 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 25 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

第 8 章 端末設備の貸与

第 28 条（端末設備の貸与）

当社は、第 1 種契約に係る契約者から請求があったときは、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより端末設備を貸与します。ただし、その端末設備の貸与が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その端末設備を貸与できないことがあります。

第 29 条（端末設備の返還）

当社の端末設備の貸与を受けている契約者は、端末設備の返還を当社に申し出た場合のほか、次の場合には、その端末設備を当社が指定する場所へ当社が定める期日までに速やかに返還していただきます。

(1) その本契約の解除があったとき（当社が別に定める場合を除きます。）。

(2) その他本契約の内容の変更に伴い、その本契約に係る端末設備を利用しなくなったとき。

第 9 章 利用中止等

第 30 条（利用中止）

1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は特定 F T T H 事業者の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 第 33 条（通信利用の制限等）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合又は特定 F T T H 事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

第 31 条（利用停止）

1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないとき。

- (2) 本契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の本サービス又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務（当該利用規約の規定により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 第24条（自営端末設備の接続）、第25条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第26条（自営電気通信設備の接続）、第27条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）、第51条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）（以下「技術基準」といいます。）及び特定FTTH事業者が定める端末設備等の接続の条件（以下「技術的条件」といいます。）に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (7) 前6号のほか、本規約の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - (8) 前7号のほか、プレミアムメンバー会員規約の定め違反する行為が行われたとき。
- 2 前項に基づく本サービスの提供の停止があっても、契約者は本サービスの料金等の支払い義務を免れません。
 - 3 当社は、第1項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、第1項第5号により利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 4 当社は、第1項各号の規定により、当社が本サービスの利用の停止の手続き等を行っている期間中に、契約者が第1項各号に該当しなくなった場合であっても、利用の停止を行う場合があります。

第10章 通信

第32条（発信者番号通知）

- 1 契約者回線（通信速度種別に係る品目が10Gタイプの本契約に係るものを除きます。）からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知（契約者回線に係る契約者識別番号を当社が定める通信の相手先へ通知することをいいます。以下同じとします。）を行います。ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、契約者識別番号を通信の相手先の契約者回線へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- 3 契約者は、第1項の規定等により通知を受けた契約者識別番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

第33条（通信利用の制限等）

- 1 本サービスに係る通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊

急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うための措置は、特定F T T H事業者の定めるところによります。

- 2 前項の規定によるほか、別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 本サービスの契約者回線に接続する自営端末設備によっては、本サービスの一部が利用できない場合があります。

第34条（通信時間等の測定等）

- 1 本契約に係る課金対象データ（契約者回線との間において伝送されるデータ（制御信号のうちデータとみなされるものを含まず。）をいいます。以下同じとします。）の情報量は、当社の機器により測定します。
- 2 課金対象データ量については、前項の規定により測定した情報量を、1の契約ごとにそれぞれの1料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）における総情報量について、100メガバイト（104,857,600バイト）までごとに1の課金対象データとして算出します。

第11章 料金等

第35条（料金及び工事費）

- 1 当社が提供する本サービスの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、端末設備使用料、解約手数料、手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 2 当社が提供する本サービスの工事費は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費とします。ただし、料金表第2表（工事費）に規定のない工事について、当社が行うことを認めた場合の工事費の額については、別に算定する実費とします。

第36条（基本使用料等の支払義務）

- 1 契約者は、提供開始日から起算して契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金表第1表第1（基本使用料）に規定する料金の支払いを、端末設備の貸与の申出を承諾した日から起算して端末設備の貸与の廃止があった日を含む月の末日までの期間について、料金表第1表第2（端末設備使用料）に規定する料金の支払いを、付加機能の提供を開始した日を含む月の翌月1日から起算して付加機能の廃止があった日を含む月の末日までの期間について、料金表第1表第1の2（付加機能使用料）に規定する料金の支払いを要します。ただし、料金表第1表（料金）又は別表2（付加機能）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料、付加機能使用料及び端末設備使用料（以下「基本使用料等」といいます。）の支払いは、次によります。
 - （1） 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
 - （2） 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
 - （3） 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金

が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	
2 第22条（契約者回線の移転）に規定する移転又は契約の解除と同時に新たに第7条（契約の種別）に定める他の契約種別に係る契約を締結すること（以下「移転等」といいます。）に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第37条（通信料の支払義務）

1 契約者は、次の通信について、第34条（通信時間等の測定等）の規定により測定した通信時間又は情報量と料金表第1表第2の2（通信料）の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。ただし、付加機能に係る通信に関する料金について、本規約又は当社が提供する電気通信サービスの利用規約等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

種類	提供条件
契約者回線から行った通信	その契約者回線の契約者
契約者回線へ着信した通信	その契約者回線の契約者

2 前項の場合によるほか、本契約の解除があった場合であって、当社が本サービスに係る設備を撤去するまでの間に通信が行われたときは、契約者はその通信に関する料金についても支払いを要するものとします。

第38条（解約手数料の支払義務）

- 1 契約者は、本サービスにおいて、最低利用期間中に契約の解除があったときは、料金表第1表第3（解約手数料）に規定する解約手数料の支払いを要します。
- 2 契約者は、前項に該当しない場合で本契約において当社とプレミアムメンバー会員規約で定める定期契約を締結しているとき、更新月以外に契約の解除があった場合は、料金表第1表第3（解約手数料）に規定する解約手数料の支払いを要します。
- 3 前2項の規定に関わらず、第17条（契約者が行う初期契約解除）に規定する初期契約解除に係るものは、この限りではありません。

第39条（手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第4（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があったとき、又は手続きの着手前にその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第40条（工事費等の支払義務）

1 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し

(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 料金表第2表(工事費)の1(適用)の(8)に規定する分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) その本契約の解除があったとき(当社が別に定めるときを除きます。)

(2) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めるとき。

① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

② 差押、仮差押、保差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

4 サービス転用により、新たに当社と本契約を締結した場合であって、当社に引き継がれた分割支払金の残余の期間の債務(特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下、この規約において「工事費残債」といいます。)があるときは、そのサービス転用に係る本契約の契約者は、その工事費残債の支払いを要します。この場合において、当社は、その工事費残債を当社が定める方法により分割して請求します。

5 前項の適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

(1) その本契約の解除があったとき(当社が別に定めるときを除きます。)

(2) 次のいずれかに該当する場合であって、契約者が分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めるとき。

① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

② 差押、仮差押、保差押、仮処分申し立て又は滞納処分を受けたとき。

③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。

第41条(料金の計算等)

料金及び工事費の計算方法、料金及び工事費の支払方法並びに料金その他の取扱いに関しては、料金表通則に定めるところによります。

第42条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第12章 保守

第43条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第44条（契約者等の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第45条（契約者等の切分責任）

- 1 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定F T T H事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が指定するサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社が係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第46条（修理又は復旧）

- 1 当社は、当社が設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合は、速やかに修理し又は復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。
- 2 前項の規定によるほか、特定F T T H事業者が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合、特定F T T H事業者がその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、その修理又は復旧の順位等については、特定F T T H事業者の定めるところによります。
- 3 前項の場合において、電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容I P通信網サービス取扱所又はその経路が変更されることがあります。

第13章 損害賠償

第47条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る料金表第1表第1（基本使用料）、第1の2（付加機能使用料）及び第2（端末設備使用料）に規定する料金の合計額を発生した損害とみなしその額に限り賠償します。
 - （1） 料金表第1表第1（基本使用料）、第1の2（付加機能使用料）及び第2（端末設備使用料）に規定する料金
 - （2） 料金表第1表第2の2（通信料）に規定する料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合に

は、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日より前の把握できる期間における1日当たりの平均通信料とします。

第48条 (免責)

1 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、当社はその責任を負いません。

2 当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

3 当社は、契約者が指定した日時までに工事を着手できない場合又はその日において工事を完了できない場合があります。この場合において、当社は、工事を完了しなかったことに伴い発生する損害を賠償しません。

第49条 (保証の限界)

1 当社は、通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点を介し接続している、電気通信設備に係る通信の品質を保証することはできません。

2 当社は、インターネット及びコンピュータに係る技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに係る技術水準及びネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的な技術水準をもっては本サービスについて瑕疵のないことを保証することはできないことについて契約者はあらかじめ了承するものとします。

第14章 雑則

第50条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当又は特定F T T H事業者の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第51条 (利用に係る契約者の義務)

1 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 本契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずししないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 本契約に基づき設置した電気通信設備及び第28条(端末設備の貸与)の規定により当社が貸与した端末設備を変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(3) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (5) 本契約に基づき設置した電気通信設備及び第 28 条（端末設備の貸与）の規定により当社が貸与した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - (6) 電気通信設備に著しく負荷を与える等により、サービス卸を利用するその他の契約者の利用環境に著しい支障を生じさせないこと。
 - (7) 本サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じた場合は、当社からの求めに応じてその利用を中止すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備若しくは第 28 条（端末設備の貸与）の規定により当社が貸与した端末設備を亡失、き損又は当社が定める期日までに返却しなかったときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。この場合において、当社は、その必要な費用の請求を、当社が提供する電気通信サービスの料金に合算して請求する場合があります。

第 52 条（契約者に係る個人情報の利用）

当社は、契約者に係る個人情報の取扱いに係る方針（以下「プライバシーポリシー」いいます。）を定め、その定めるところにより個人情報を取り扱います。

第 53 条（責任者登録）

- 1 契約者は、当社が定める方法により、設置場所住所における工事立ち合い等の責任者の登録（以下「責任者登録」といいます。）を行っていただきます。この場合において、責任者登録により当社に登録される者（以下「登録責任者」といいます。）の情報は、登録責任者の氏名及び設置場所住所とします。ただし、当社は、特定 F T T H 事業者の事由等により、その登録を承諾しない場合があります。
- 2 契約者は、当社が本サービスに係る案内等を、当社が定める方法により、登録責任者へ通知する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 3 契約者は、その契約者以外の者を責任者登録するときは、契約者からの申出により責任者登録又は登録責任者の変更が行われることについて、あらかじめ登録責任者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は契約者が登録責任者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。
- 4 契約者は、登録責任者の変更があった場合は、そのことを速やかにサービス取扱所に申し出ていただきます。
- 5 当社は、契約者から登録責任者の変更の申出があったときは、その申出を責任者登録の申出とみなして、第 1 項から第 3 項の規定を適用します。

第 54 条（特定 F T T H 事業者への情報の通知等）

- 1 契約者は、本契約の締結に係る特定 F T T H 事業者からの請求に基づき、氏名、本サービスの品目、契約者識別番号及び設置場所住所等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
- 2 前項の規定によるほか、契約者は、別表 2（付加機能）に規定する映像通信伝送機能の請求に係る特定 F T T H 事業者及び当社が別に定める第三者からの請求に基づき、氏名及び住所等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。
- 3 前 2 項の規定によるほか、契約者は、本サービスに係る事業者変更に関する当社以外の I P 通信網事業者からの請

求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（その本サービスに係る事業者変更に関する手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

（注） 本条第2項に規定する当社が別に定める第三者は、スカパーJ S A T株式会社とします。

第55条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第56条（譲渡禁止）

契約者は、契約者たる地位ならびに本規約上契約者が有する権利及び義務を当社の事前の同意を得ることなく第三者に譲渡してはならないものとします。

第57条（合意管轄）

契約者と当社との間で本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、横浜簡易裁判所又は横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第58条（サービスの廃止）

- 1 当社は、本サービスの全部又は一部を変更、追加及び廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。
- 3 当社は、第1項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第59条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第60条（分離性）

本規約の一部の規定が無効で強制力を持たない場合でも、他の部分の有効性はその影響を受けず、引き続き有効に強制力を持ち続けるものとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、この料金表において、消費税相当額を含まない額（以下「税抜額」といいます。）で料金を定めるときは、その額に消費税相当額を加算した額（以下「税込額」といいます。）を併記します。この場合において、当社は税抜額により料金を計算することとします。

(注) この料金表に規定する税込額は消費税法第 63 条の 2 に基づき表示するものであり、税込額で計算した額は実際に支払いを要する額と異なる場合があります。

- 2 当社は、契約者が本契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等は暦月、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

(注) 料金月に従って通信料を計算する場合において、通信又はセッションを開始した料金月と終了した料金月が異なるときは、当社が定める方法により計算するものとします。

- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金（以下この項において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 暦月の初日以外の日が提供開始日であったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日に端末設備の貸与の開始があったとき。
- (3) 第 36 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。

- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 36 条（基本使用料等の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金その他の債務について、所定の支払期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金その他の債務について、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 7 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別な事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額を加算)

- 9 第 36 条（基本使用料等の支払義務）から第 39 条（工事費の支払義務）までの規定の規定等により、この料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、税抜額に消費税相当額を加算した額とします。

第1表 料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用			
本契約の基本使用料の適用	ア IP通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。		
	(ア) 第1種契約に係るもの		
	区分	基本使用料の料金種別	
	プロバイダあり プラン	タイプA	o z z i o光戸建プラン/東
			o z z i o光ライト戸建プラン/東
			o z z i o光集合住宅プラン/東
		タイプB	o z z i o光プラス戸建プラン/東
			o z z i o光プラス集合住宅プラン/東
			o z z i o光戸建単独プラン/東
	プロバイダなしプラン	o z z i o光ライト戸建単独プラン/東	
		o z z i o光集合住宅単独プラン/東	
		o z z i o光集合住宅単独プラン/東	
	(イ) 第2種契約に係るもの		
	区分	基本使用料の料金種別	
	プロバイダあり プラン	タイプA	o z z i o光戸建プラン/西
o z z i o光ライト戸建プラン/西			
o z z i o光集合住宅プラン/西			
タイプB		o z z i o光プラス戸建プラン/西	
		o z z i o光プラス集合住宅プラン/西	
		o z z i o光戸建単独プラン/西	
プロバイダなしプラン	o z z i o光ライト戸建単独プラン/西		
	o z z i o光集合住宅単独プラン/西		
	o z z i o光集合住宅単独プラン/西		
イ 契約者は、アのいずれかの基本使用料の料金種別を選択していただきます。			
ウ イの場合において、集合住宅プラン（基本使用料の料金種別が、o z z i o光集合住宅プラン/東、o z z i o光プラス集合住宅プラン/東、o z z i o光集合住宅単独プラン/東、o z z i o光集合住宅プラン/西、o z z i o光プラス集合住宅プラン/西、o z z i o光集合住宅単独プラン/西であるものをいいます。以下同じとします。）については、契約者グループに係る契約者回線に関する本契約に限り選択できません。			
エ ウの場合によるほか、o z z i o光ライト戸建単独プラン/東又はo z z i o光ライト戸建単独プラン/西（以下「o z z i o光ライトプラン」といいます。）は第5条			

	<p>(サービスの品目)に規定する通信速度種別に係る品目が 100Mタイプの場合に限り選択することができます。</p> <p>オ ウ及びエの場合によるほか、契約者が、プロバイダサービスを選択するときは、プロバイダありプランを選択していただきます。この場合において、契約者は、当社が別に定めるプロバイダサービスに限り選択することができます。</p> <p>カ 当社は、プロバイダありプランに係る料金について、プロバイダサービスに係る料金を含めて定めるものとします。</p> <p>キ プロバイダサービスの契約の解除があったときは、当社は、その契約の解除を確認した日をもって、同一契約種別のプロバイダなしプランに変更します。</p> <p>ク 契約者が、契約の解除と同時に新たに第7条(契約の種別)に定める他の契約種別に係る契約を締結したとき、当社は、料金の計算方法等について、基本使用料の料金種別を変更する場合に準じて取り扱います。</p> <p>ケ 契約者が基本使用料の料金種別を変更するときは、その申出と同時に料金種別の変更に係る工事の請求を行っていただく場合があります。この場合において、当社は、その工事が完了したことを確認したときに、基本使用料の料金種別を変更するものとします。</p>
--	--

2 料金額

2-1 第1種契約に係るもの

2-1-1 2-1-2以外のもの

区分			単位	料金額(月額)
				次の税抜額(かっこ内は税込額)
プロバイダありプラン	タイプA	o z z i o光戸建プラン/東	1契約ごとに	当社が別に定めるところによる
		o z z i o光ライト戸建プラン/東	1契約ごとに	5,800円(6,380円)
		o z z i o光集合住宅プラン/東	1契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	タイプB	o z z i o光プラス戸建プラン/東	1契約ごとに	当社が別に定めるところによる
		o z z i o光プラス集合住宅プラン/東	1契約ごとに	当社が別に定めるところによる
プロバイダなしプラン		o z z i o光戸建単独プラン/東	1契約ごとに	当社が別に定めるところによる
		o z z i o光ライト戸建単	1契約ごとに	4,800円(5,280円)

	独プラン／東		
	o z z i o 光集合住宅単 プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる

2-1-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

区分			単位	料金額（月額）
				次の税抜額（かっこ内は税込額）
プロバイダ ありプラン	タイプA	o z z i o 光戸建プラン／ 東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	タイプB	o z z i o 光プラス戸建プ ラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
プロバイダなしプラン		o z z i o 光戸建単独プラ ン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる

2-2 第2種契約に係るもの

2-2-1 2-2-2以外のもの

区分			単位	料金額（月額）
				次の税抜額（かっこ内は税込額）
プロバイダ ありプラン	タイプA	o z z i o 光戸建プラン／ 西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
		o z z i o 光ライト戸建プ ラン／西	1 契約ごとに	5,800 円 (6,380 円)
		o z z i o 光集合住宅プラ ン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	タイプB	o z z i o 光プラス戸建プ ラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
		o z z i o 光プラス集合住 宅プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
		o z z i o 光戸建単独プラ ン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
プロバイダなしプラン		o z z i o 光ライト戸建単 独プラン／西	1 契約ごとに	4,800 円 (5,280 円)
		o z z i o 光集合住宅単 独プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる

2-2-2 通信速度種別に係る品目が10Gタイプのもの

区分			単位	料金額（月額）
				次の税抜額（かっこ内は税込額）
プロバイダありプラン	タイプA	o z z i o 光戸建プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	タイプB	o z z i o 光プラス戸建プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
プロバイダなしプラン		o z z i o 光戸建単独プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる

第1の2 付加機能使用料

区分	単位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
映像通信伝送機能	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる

第2 端末設備使用料

区分		単位	料金額（月額）
			次の税抜額（かっこ内は税込額）
無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）	(1) (2) 以外のもの	1 装置ごとに	300 円 (330 円)
	(2) 通信速度種別に係る品目が10Gタイプの本契約に係るもの	1 装置ごとに	500 円 (550 円)
無線LANルータ機能対応型増設装置（無線LANカード）		1 装置ごとに	300 円 (330 円)
備考			
<p>1 当社は、無線LANルータ機能対応型増設装置については、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置の貸与を受けている契約者に限り貸与します。</p> <p>2 1の本契約につき、第1種契約者が貸与を請求することができる無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置及び無線LANルータ機能対応型増設装置の数は、当社が別に定める数以内とします。</p> <p>3 前項の規定により、無線LANルータ機能対応型増設装置の貸与を受けている契約者が、無線LAN型ルータ機能付回線接続装置を返還するときは、無線LANルータ機能対応型増設装置を合わせて返還していただきます。</p>			

第2の2 通信料

1 適用

通信量の適用																	
通信料の適用	<p>ア 基本使用料の料金種別がo z z i o光ライト戸建プラン／東又はo z z i o光ライト戸建プラン／西及びo z z i o光ライト戸建単独プラン／東又はo z z i o光ライト戸建単独プラン／西（以下「o z z i o光ライト」といいます。）である契約者回線について、その回線との間のデータ通信モードに係る通信（当社が別に定める通信を除きます。以下この欄において同じとします。）に関する料金の料金は、1料金月における累計の課金対象データ量に応じて、2（料金額）の規定により算定した額の月間累計額から次表に規定する控除可能額を適用します。ただし、その月間累計額が次表に規定する控除可能額に満たない場合は、その月間累計額を控除した額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>単位</th> <th>控除可能額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建プラン／東</td> <td>1契約ごとに</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建プラン／西</td> <td>1契約ごとに</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建単独プラン／東</td> <td>1契約ごとに</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建単独プラン／西</td> <td>1契約ごとに</td> <td>720円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	単位	控除可能額	o z z i o光ライト戸建プラン／東	1契約ごとに	720円	o z z i o光ライト戸建プラン／西	1契約ごとに	720円	o z z i o光ライト戸建単独プラン／東	1契約ごとに	720円	o z z i o光ライト戸建単独プラン／西	1契約ごとに	720円	
	基本使用料の料金種別	単位	控除可能額														
o z z i o光ライト戸建プラン／東	1契約ごとに	720円															
o z z i o光ライト戸建プラン／西	1契約ごとに	720円															
o z z i o光ライト戸建単独プラン／東	1契約ごとに	720円															
o z z i o光ライト戸建単独プラン／西	1契約ごとに	720円															
	<p>イ アの規定により算定した額が次表に規定する上限額を超える場合は、アの規定にかかわらず、上限額を超える部分の料金の支払いを要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>単位</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建プラン／東</td> <td>1契約ごとに</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建プラン／西</td> <td>1契約ごとに</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建単独プラン／東</td> <td>1契約ごとに</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>o z z i o光ライト戸建単独プラン／西</td> <td>1契約ごとに</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table>	基本使用料の料金種別	単位	上限額	o z z i o光ライト戸建プラン／東	1契約ごとに	1,700円	o z z i o光ライト戸建プラン／西	1契約ごとに	1,700円	o z z i o光ライト戸建単独プラン／東	1契約ごとに	1,700円	o z z i o光ライト戸建単独プラン／西	1契約ごとに	1,700円	
基本使用料の料金種別	単位	上限額															
o z z i o光ライト戸建プラン／東	1契約ごとに	1,700円															
o z z i o光ライト戸建プラン／西	1契約ごとに	1,700円															
o z z i o光ライト戸建単独プラン／東	1契約ごとに	1,700円															
o z z i o光ライト戸建単独プラン／西	1契約ごとに	1,700円															

2 料金額

料金種別	単位	料金額（月額）
		次の税抜額（かっこ内）

		は税込額)
o z z i o 光ライト戸建プラン／東	1 課金対象データごとに	24 円 (26.4 円)
o z z i o 光ライト戸建プラン／西	1 課金対象データごとに	24 円 (26.4 円)
o z z i o 光ライト戸建単独プラン／東	1 課金対象データごとに	24 円 (26.4 円)
o z z i o 光ライト戸建単独プラン／西	1 課金対象データごとに	24 円 (26.4 円)

第3 解約手数料

1 適用

解約手数料の適用	
(1) 解約手数料の適用	<p>ア 本サービスに係る最低利用期間内における解約手数料は、2 (料金額) (1) に規定する額を適用します。</p> <p>イ アに該当しない場合で、本サービスについて当社がプレミアムメンバー会員規約に定める定期契約の締結が可能と別に定めている場合で、契約者が本サービス契約において当社と定期契約を締結している場合、2 (料金額) (2) に規定する額を適用します。</p> <p>ウ 本サービスの利用開始月に契約を解除した場合でも、解約手数料の支払いを要します。</p>
(2) 解約手数料の適用除外	<p>契約者は、本サービスの更新月においてその契約の解除に係る申出があったとき、2 (料金額) の規定にかかわらず、解約手数料の支払いを要しません。</p>

2 料金額

区分		単位	料金額
			次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 最低利用期間内における解約手数料	o z z i o 光戸建プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光ライト戸建プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光集合住宅プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光プラス戸建プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光プラス集合住宅プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光戸建単独プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる

	o z z i o 光ライト戸建 単独プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光集合住宅単 独プラン／東	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光戸建プラン ／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光ライト戸建 プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光集合住宅プ ラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光プラス戸建 プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光プラス集合 住宅プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光戸建単独プ ラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光ライト戸建 単独プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
	o z z i o 光集合住宅単 独プラン／西	1 契約ごとに	当社が別に定めるところによる
(2) 定期契約に係 る解約手数料	年とく割	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
	2 年とく割	1 契約ごとに	10,000 円 (11,000 円)

第4 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関す る料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	概要
	ア 契約事務手数料	本契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	イ 事業者変更手数料	第 16 条（契約者が行う契約の解除）の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
ウ その他の手数料	当社が別に定める手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	

(2) 事業者変更手数料の適用除外	本サービスの事業者変更が行われなかった場合の事業者変更手数料は、(1) 欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、適用しません。
(3) 手続きに関する料金の減免	当社は、(1) 欄及び2 (料金額) の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。

2 料金額

区分	単位	料金額
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(1) 契約事務手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
(2) 事業者変更手数料	1 契約ごとに	3,000 円 (3,300 円)
(3) その他の手数料	1 契約ごとに	別に算定する実費

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用									
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び時刻指定工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	<p>ア (1) に規定する工事費のうち、1 の工事について、回線終端装置工事費、屋内配線工事費及び機器工事費(ozzio光サービス利用規約に定める機器工事費を含みます) の合計額が 29,000 円までの場合は基本工事費として、基本額のみを適用し、29,000 円を超える場合は 29,000 円までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ 1 の者からの申込み又は請求により、同一の設置場所において同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、基本工事費を適用します。</p>								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。
区分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	取扱所交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。								
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。								
ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する場合に適用します。								

	エ 配線経路構築工事費	契約者回線の設置又は移転に伴い、その契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、配線経路構築の工事を要すると当社が認めた場合にかぎり適用します。						
(4) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。							
(5) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。							
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社は、契約者からその契約者回線の設置若しくは移転又は品目の変更に関する工事（交換機等工事に関する基本工事費のみ適用となる工事及び別表2（付加機能）に規定する映像通信伝送機能に係る工事を除きます。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行ってほしい旨の申出があった場合（配線経路構築工事費に係る工事の場合は、回線終端装置工事費に係る工事の施工日に限ります。）であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに税抜額3,000円（税込額3,300円）を加算して適用します。</p> <p>イ 契約者から次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額（2（料金額）に規定する加算額を除きます。）は、2（料金額）の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="544 1279 1348 1809"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1279 951 1323">工事を施工する時間帯</th> <th data-bbox="951 1279 1348 1323">割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1323 951 1570">(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）</td> <td data-bbox="951 1323 1348 1570">その工事に関する工事費の合計額から税抜額1,000円（税込額1,100円）を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円（税込額1,100円）を加算した額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1570 951 1809">(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで</td> <td data-bbox="951 1570 1348 1809">その工事に関する工事費の合計額から税抜額1,000円（税込額1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に税抜額1,000円（税込額1,100円）を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 回線終端装置に関する工事と別日に、配線経路構築工事費に係る工事のみを行った場合は、その配線経路構築工事費の額は、本欄イの規定にかかわらず、次に掲げる額を適用します。</p>		工事を施工する時間帯	割増工事費の額	(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から税抜額1,000円（税込額1,100円）を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円（税込額1,100円）を加算した額	(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から税抜額1,000円（税込額1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に税抜額1,000円（税込額1,100円）を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額							
(ア) 午後5時から午後10時まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。）	その工事に関する工事費の合計額から税抜額1,000円（税込額1,100円）を差し引いて1.3倍を乗じた額に税抜額1,000円（税込額1,100円）を加算した額							
(イ) 午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に関する工事費の合計額から税抜額1,000円（税込額1,100円）を差し引いて1.6を乗じた額に税抜額1,000円（税込額1,100円）を加算した額							

	<p>(1) 本欄イ(ア)の場合は、配線経路構築の工事費に1.3倍を乗じた額</p> <p>(2) 本欄イ(イ)の場合は、配線経路構築の工事費に1.6倍を乗じた額</p> <p>エ アからウに規定する場合の工事費は、移転等にかかわらず、新たな契約者回線の設置に関する工事とみなして算定します。</p>														
(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 契約者(第5条(サービスの品目)に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る第2種契約者を除きます。)から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限り、以下、「指定時刻」といいます。)に工事(交換機等工事のみの場合を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき(その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">指定時刻</th> <th colspan="2">工事費の額</th> </tr> <tr> <th>第1種契約に係るもの</th> <th>第2種契約に係るもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td style="text-align: center;">税抜額 11,000円 (税込額 12,100円)</td> <td style="text-align: center;">税抜額 11,000円 (税込額 12,100円)</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td style="text-align: center;">税抜額 18,000円 (税込額 19,800円)</td> <td style="text-align: center;">税抜額 20,000円 (税込額 22,000円)</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td style="text-align: center;">税抜額 28,000円 (税込額 30,800円)</td> <td style="text-align: center;">税抜額 30,000円 (税込額 33,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	指定時刻	工事費の額		第1種契約に係るもの	第2種契約に係るもの	午前9時から午後4時まで	税抜額 11,000円 (税込額 12,100円)	税抜額 11,000円 (税込額 12,100円)	午後5時から午後9時まで	税抜額 18,000円 (税込額 19,800円)	税抜額 20,000円 (税込額 22,000円)	午後10時から翌日の午前8時まで	税抜額 28,000円 (税込額 30,800円)	税抜額 30,000円 (税込額 33,000円)
指定時刻	工事費の額														
	第1種契約に係るもの	第2種契約に係るもの													
午前9時から午後4時まで	税抜額 11,000円 (税込額 12,100円)	税抜額 11,000円 (税込額 12,100円)													
午後5時から午後9時まで	税抜額 18,000円 (税込額 19,800円)	税抜額 20,000円 (税込額 22,000円)													
午後10時から翌日の午前8時まで	税抜額 28,000円 (税込額 30,800円)	税抜額 30,000円 (税込額 33,000円)													
(8) 分割した工事費の適用	当社は、契約者回線の設置に関する工事費(当社が別に定めるものに限り)の合計額について、当社が指定する回数に分割して請求する取り扱いを適用します。														
(9) 工事費の減額適用	当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。														

2 料金額

区分	単位	工事費の額
		次の税抜額 (かっこ内は 税込額)

ア 基本工事費	(ア) (イ) 以外の場合			1の工事ごとに 基本額	4,500円 (4,950円)	
				加算額	3,500円 (3,850円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場合			1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)	
イ 交換機工事費	交換機工事の場合			1契約者回線ごとに	1,000円 (1,100円)	
ウ 回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	集合住宅プランに係るもの	移転	1配線ごとに	1,000円 (1,100円)	
			上記以外のもの	1配線ごとに	7,400円 (8,140円)	
	上記以外のもの	移転等	(ア) (イ) 以外のもの	1配線ごとに	2,500円 (2,750円)	
			(イ) 設置する新たな契約者回線に係る通信速度種別に関する品目が10Gタイプであるもの	1配線ごとに	10,400円 (11,440円)	
			上記以外のもの	1配線ごとに	10,400円 (11,440円)	
	回線終端装置の部分		移転等	(ア) (イ) 及び (ウ) 以外のもの	1装置ごとに	1,000円 (1,100円)
				(イ) 設置する新たな契約者回線に係る通信速度種別に関する品目が10Gタイプであるもの	1装置ごとに	2,100円 (2,310円)
(ウ) 第2種契約に係る契約者回線の移転であって、その移転と同時にその契約者回線に係る通信速度種別に関する品目を10Gタイプから10Gタイプ以外へ変更するもの				1装置ごとに	2,100円 (2,310円)	

		映像通信機能に係る回線終端装置工事費	1装置ごとに	2,000円 (2,200円)
		上記以外のもの	1装置ごとに	2,100円 (2,310円)
エ 機器工事費	(ア) (イ) 以外の場合		別に算定する実費	
	(イ) 配線設備多重装置	移転	1の工事ごとに	1,000円 (1,100円)
		上記以外のもの	1の工事ごとに	7,400円 (8,140円)
オ 配線経路構築工事費	(ア) (イ) 以外の場合		1の工事ごとに	14,000円 (15,400円)
	(イ) 契約者の請求により、ウの工事と別日に施工する場合		1の工事ごとに	27,000円 (29,700円)
備考 回線終端装置の配線の交換のみにより施工される回線終端装置の工事（当社が別に定める場合に限り。） の場合は、その交換に要した費用を契約者に支払っていただきます。				

別表

別表1 営業区域

本サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

1 第1種契約に係るもの

都道府県の区域
北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、富山県

2 第2種契約に係るもの

都道府県の区域
長野県、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表2 付加機能

種類	提供条件
<p>1 o z z i o . j p 機能</p> <p>(1) 本サービスにおいてインターネットサービスを利用できるようにする機能（以下「インターネット接続サービス」といいます。）をいいます。</p> <p>(2) この機能を利用している契約者は、当社が割り当てた電子メール（インターネット・メール・プロトコルに基づいて送受信される文字メッセージ等をいいます。以下同じとします。）のアドレス（以下「メールアドレス」といいます。）を使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの蓄積、受信等を行うことができるようにする機能（以下この欄において「インターネットメール機能」といいます。）を利用することができます。</p>	<p>(1) この機能は第1種契約及び第2種契約に限り提供します。</p> <p>(2) 当社が定める通信プロトコル及び通信ポートに係る通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(3) 当社は、契約者がインターネット接続サービスを利用する場合において、当社が指定する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判定された情報を受信できないようにすることがあります。</p> <p>(4) 一定期間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合に、通信の伝送速度を制限することがあります。</p> <p>(5) 当社は、インターネットメール機能を利用するためのメールアドレスを、当社が別に定めるところにより契約者識別番号1番号ごとに割り当てます。</p>

	<p>(6) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更することがあります。</p> <p>(7) 蓄積できる電子メールの情報量は当社が別に定めるところによります。</p> <p>(8) この機能を利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は責任を負わないものとします。</p> <p>(9) o z z i o . j p 機能の利用中止その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>2 映像通信伝送機能（o z z i o 光テレビオプション）</p> <p>登録一般放送事業者（放送法 126 条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像等の送信のために必要となる電気通信設備を利用して一般放送を行う事業者をいう。）が提供する映像及び映像に付随する音響に関する放送サービスを、その登録一般放送事業者が指定する契約者回線で受信することができる機能</p>	<p>(1) この機能は第 1 種契約及び第 2 種契約（基本使用料の料金種別が o z z i o 光集合住宅プラン/西の第 2 種契約を除きます）に限り提供します。</p> <p>(2) (1) の規定にかかわらず、第 1 種契約及び第 2 種契約の契約者名義が法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます）であるとき及び当社が別に定める事項に該当することを当社が認めた場合は、この機能の提供はしないものとします。</p> <p>ただし、特定 F T T H 事業者の契約約款に規定する本サービスの転用を利用して当社と本契約を締結するときであって、当社又は特定 F T T H 事業者が認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(3) この機能の提供区域は第 6 条（営業区域）に定める営業区域のうち当社が別に定める区域とします。</p> <p>(4) この機能の利用のために必要となる映像伝送のための回線終端装置を契約者回線の終端の場所に設置していただきます。設置にあたり、必要な工事等の費用は料金表第 2 表（工事費）に規定するとおりとします。</p> <p>(5) 当社は、契約者回線の移転等により契約者回線がこの機能の提供区域外になったとき又は登録一般放送事業者がその契約者回線の指定を廃止したときは、この機能の利用に関する契約を廃止します。</p>

	<p>(6) 当社はこの機能の利用にかかる付加機能使用料と併せて別に定める登録一般放送事業者の提供する映像並びに映像に付随する音響の伝送に関する伝送サービス情報料について契約者に請求するものとします。</p> <p>(7) 契約者が、この機能を廃止したときは、その廃止があった日を含む暦月の付加機能使用料について、通則第3項(料金の計算方法)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>(8) この機能に関する基本的な技術的事項については、別表3(映像通信伝送機能に関する基本的な技術的事項)に定めるところによります。</p> <p>(9) 契約者は、登録一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はこの機能を提供するために必要な契約者の情報の通知を当社が受けることについて、予め承諾していただきます。</p> <p>(10) 当社は、契約者から請求があったときは、別に定めるところにより、屋内同軸配線(その契約者回線の回線終端装置から自営端末設備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。)等に係る工事を行います。</p> <p>(11) 契約者は、(10)に定める請求をし、その承諾を受けたときは、当社が別に算定する工事費の支払いを要します。</p>
--	--

別表3 映像通信伝送機能に関する基本的な技術的事項

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C 15 形 F 型 コネクタ (JEITA RC-5223A 準拠)	アナログ放送信号又はデジタル放送信号 70MHz~770MHz 及び 032MHz~2072MHz (デジタル放送信号については有線一般放送の品質に関する技術基準を	アナログ放送信号 82.0dB μ V 以上 デジタル放送信号 68.3dB μ V 以上 (64QAM,OFDM) 72.0dB μ V 以上(TC8PSK のダウンコンバート) 73.8dB μ V 以上 (256QAM)

	定める省令（平成 27 年 3 月 20 日総務省令第 17 号）第 10 条、第 14 条及び第 18 条の規定周波数配列に準拠した電気信号）	75.0dB μ V 以上（TC8PSK の BS-IF）
		72.0dB μ V 以上（QPSK）
		75.0dB μ V 以上（16APSK）
		72.0dB μ V 以上（16APSK のダウンコンバート）
		72.0dB μ V 以上（8PSK のダウンコンバート）

附 則

（実施期日）

本規約は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

令和 3 年 1 月 1 日 改訂